

23年度フォローアップ用(19年度承認済分)
・企業債現在高の20から23年度見込みが未達成

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	S34.4.1	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	西目屋村	職員数* (H19. 4. 1現在)	1
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	163円(H18)	公営企業債現在高（百万円）	1,372(H18)
累積欠損金（百万円）	-	利益剰余金又は積立金（百万円）	-
不良債務（百万円）	-	財政力指数*	0.11(H18)
資金不足比率（%）	-	実質公債費比率*（%）	25.9(H19)
		経常収支比率*（%）	105.2(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	西目屋村長 関和典
既存計画との関係	西目屋村集中改革プラン(平成17年度～平成21年度)
公表の方法等	HPへ掲載、議会へは今後説明予定。
基本方針	平成17年度の料金改定(平成16年度比1.5倍)に引き続き、平成20年度にさらに料金改定(平成16年度比2倍)を行い、料金回収率の向上を図るとともに、一般会計からの基準外繰出しを抑制する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		12.8	12.1	24.9
	補償金免除額		1.9	1.6	3.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	簡易水道事業債		12,771	12,083	24,854
合 計 (A)			12,771	12,083	24,854
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)			12,771	12,083	24,854

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注 1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本村の簡易水道事業はこれまで、地理的に集落が離れていることから、砂子瀬地区、田代地区、大秋地区の3地区に分散していたが、津軽ダム建設に伴う水没移転で「砂子瀬・川原平」地区が下流の田代地区に移転することとなり給水人口の増加(田代地区)が見込まれたことから、砂子瀬・田代両地区の簡易水道事業の統合を余儀なくされ、平成11年度より事業に着手している。平成18年度までの事業費は約15億7千6百万円にもものぼる(起債額は9億1千9百万)。</p> <p>上記要因により建設改良には多額の費用を要する一方、これまで料金水準を低廉に抑えてきたことから、料金回収率(平成18年度34.8%)は低く、独立採算は難しい状況にある。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金水準の適正化</p> <p>平成17年7月の料金改定(平成16年度比1.5倍)に引き続き、平成20年7月に改定を行う(平成16年度比2.0倍)</p> <p>課 題 ② 維持管理費の抑制等</p> <p>適正な維持管理により、施設の能力維持に努める。</p> <p>課 題 ③</p> <p>課 題 ④</p> <p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 (計画見直し)	
資金不足比率 (%) (再掲)																
料金回収率※ (%)	49.5	52.7	36.4	34.1	34.8	31.2	30.5	31.8	33.5	39.8	33.0	37.3	30.7	37.1	30.1	
総収支比率(法適用) (%)																
経常収支比率(法適用) (%)																
営業収支比率(法適用) (%)																
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	86.8	85.5	88.4	85.1	70.4	47.1	53.4	50.5	49.1	53.5	60.7	50.5	56.8	49.0	55.5	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) (%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分 (%)	71.7	70.2	75.4	66.7	64.9	59.2	60.0	54.5	61.1	50.9	62.0	50.0	64.2	49.0	63.6
	うち基準内繰入金 (%)	23.9	25.5	23.0	17.5	22.8	28.6	25.5	23.6	24.1	24.5	18.3	23.1	19.4	21.6	18.2
	うち基準外繰入金 (%)	47.8	44.7	52.5	49.2	42.1	30.6	34.5	30.9	37.0	26.4	43.7	26.9	44.8	27.5	45.5
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)															
	うち赤字補てんのなもの (%)	47.8	44.7	52.5	49.2	42.1	30.6	34.5	30.9	37.0	26.4	43.7	26.9	44.8	27.5	45.5
	資本的収入分 (%)	8.6	4.9	10.2	23.3	16.7	28.7	36.2	76.8	36.4	100.0	39.8	100.0	83.1	100.0	89.8
	うち基準内繰入金 (%)	8.6	4.9	10.2	15.1	6.8	11.5	14.2	41.1	11.9	50.0	17.3	47.1	36.6	47.2	45.8
	うち基準外繰入金 (%)				8.2	9.9	17.2	22.0	35.7	24.4	50.0	22.6	52.9	46.5	52.8	44.1
	うち赤字補てんのなもの (%)															

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

- ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務 (又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	17年7月に引き続き20年7月に16年度比2倍に改定。20年度以降の料金収入は次のように見込む。 20年度=19年度見込額/12月*3月+19年度見込額/12月/1.5倍*2倍*9月 ※19年度見込額=当初予算額 21年度以降=19年度見込額/1.5倍*2倍、以降伸び率0.0%
2 他会計繰入金の見込み	実質収支が赤字とならないよう、基準外繰入により収支均衡を図る。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	砂子瀬・田代地区の簡易水道事業の統合は19年度で終了するものと仮定して計画を策定。(しかし、津軽ダム建設に伴う付け替え道路建設の遅れにより、建設改良費が平成22年度までずれ込んだ)。 職員は現状(1人)のままとした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	集中改革プランにおける定員管理計画どおり(職員数1人のまま)推移しており、今後も現員の維持に努める。 ・国に準拠しその都度改定を行っている。 ・特殊勤務手当はない。 技能労務職員はいない。 行っていない。 法定負担割合(共済費、退職手当組合負担金)のみ村で負担
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	課題② ・物件費の節減:浄水場発電設備点検委託の契約内容の見直し(月払い→年払い)による委託料の節減(12千円/年) 課題② 次の業務を既に民間委託している。 水道メーター検針、浄水場発電設備点検、水道施設点検業務、浄水機能技術点検業務、浄水場衛生管理業務

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	○ 料金水準が著しく低い団体において は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組 課題① 近隣市町村に比べ交通及び生活面での利便性が悪いため、これまで政策的配慮により上下水道料金だけは低廉に抑え住民福祉の向上を 図ってきた。しかしながら料金の適正化の観点から平成17年7月の改正(平成16年度比1.5倍)に引き続き平成20年7月に料金を改定(平成16年 度比2倍)している。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	○ 経営健全化や財務状況に関する情報 公開 平成17年度から「財政状況等一覧表」を村のホームページに掲載しており、今後も行っていく。 ○ 行政評価の導入
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	水道料金を平成17年7月の改正(平成16年度比1.5倍)に引き続き平成20年7月に2倍に引き上げる(平成16年度比)。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	・物件費の節減:浄水場発電設備点検委託の契約内容の見直し(月払い→年払い)による委託料の節減

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 実績(見込み)	計画合計	計画合計 (計画見直し)
【収入の増進】																			
2	料金改定率				16年度比1.5倍					16年度比2倍									
	改善額(料金の適正化)※1				3,329	5,352	8,681		4,714	2,469	6,285	8,674	6,285	6,179	6,285	6,179	23,569	23,501	
	未収金の徴収対策																		
	改善額																		
	一般会計負担金の額																		
	改善額(負担金の確保等)																		
	資産の有効活用																		
	改善額(収入増額)																		
	その他()																		
	改善額																		
【経費の削減】																			
	職員給与費の適正化																		
	職員給与費(退職手当以外)	5,372	6,745	7,604	7,781	5,106		5,303	5,279	5,356	6,732	5,410	6,765	5,464	6,813	5,519	6,938		
	改善額																		
	給与水準																		
	改善額																		
	その他(時間外手当)																		
	改善額																		
	職員給与費(退職手当)										976		1,108		1,119		1,130		
	職員数(人)	1	1	1	1	1		±	1	±	1	±	1	±	1	±	1		
	増減数(人)																		
4	維持管理費等																		
	改善額(適正化)				12	12	24												
	工事コスト※2																		
	改善額(縮減額)																		
	その他()																		
	改善額																		
	累積欠損金比率																		
	増減																		
	企業債現在高(*百万円単)	1,015	1,273	1,299	1,308	1,372		1,346	1,346	1,303	1,310	1,257	1,282	1,205	1,242	1,152	1,189		
	増減	150	258	26	9	64		▲26	▲43	7	▲46	25	▲51	37	▲53	37			
	計画前5年間改善額 合計						8,705												
	改善額 合計																	23,569	23,501
	(参考) 補償金免除額																	3,509	3,509

注1 「課題」欄については、「1」 主な課題と取組み及び目標の「課題」欄の番号を記入すること。
 注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。
 注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。
 注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
 注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位統一、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成19年度 (実績)	平成20年度 (計画第2年度)	平成20年度 (実績)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (計画第4年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (計画第5年度)	平成23年度 実績(見込み)
給水人口 (千人)	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6
年間総有収水量 (千m)	201	207	217	216	204	204	199	204	198	204	179	204	173	204	173
公称施設能力 (m ³ /日)	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479	1,479
1日最大配水量 (m ³ /日)	1,088	1,118	1,171	1,171	1,263	1,263	1,431	1,263	1,263	1,263	1,100	1,263	1,233	1,263	1,233
最大稼働率 (%)	73.6	75.6	79.2	79.2	85.4	85.4	96.8	85.4	85.4	85.4	74.4	85.4	83.4	85.4	83.4
供給単価 (円/m)	59.93	61.48	64.49	80.10	94.88	94.88	91.45	94.88	104.22	94.88	149.76	94.88	141.13	94.88	141.13
給水原価 (円/m)	224.14	220.02	257.61	260.60	284.63	284.63	279.56	284.63	485.82	284.63	653.27	284.63	685.47	284.63	685.47

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「統制体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

津軽ダム建設に伴う水没移転で「砂子瀬・川原平」地区が下流の田代地区に移転。これにより給水人口の増加(田代地区)が見込まれたことから、砂子瀬・田代両地区の簡易水道事業の統合を余儀なくされ、平成11年度より事業に着手。今年度(平成19年度)で統合は終了する予定であったが、津軽ダム建設に伴う付け替え道路建設の進捗状況により、平成22年度までずれ込んだ。